

令和6年第1回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和6年2月20日（火曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	荒山光広
15番	高木法生	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	石田淳司
議会事務局庶務班長	阿武泰貴		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	総務企画部長	佐々木昭治
市民福祉部長	井上辰巳	建設農林部長	市村祥二
観光商工部長	河村充展	会計管理者	中島一彦
教育委員会事務局長	千々松雅幸	上下水道局長	白井栄次
病院事業局管理部長	安村芳武	消防長	松永潤
デジタル推進部次長	落合浩志	総務企画部次長	古屋敦子
市民福祉部次長	佐々木靖司	建設農林課長	中村壽志
病院事業局管理部次長	古屋壮之	総務企画部行政経営課長	新家健司

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 報告第1号 令和5年度美祢農林開発株式会社の事業報告について
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認について（令和5年度美祢市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第5 議案第2号 令和5年度美祢市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第6 議案第3号 令和5年度美祢市一般会計補正予算（第11号）
- 日程第7 議案第4号 令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第5号 令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第6号 令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第7号 令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第8号 令和5年度美祢市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第9号 令和5年度美祢市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第10号 令和5年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 令和5年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第12号 令和6年度美祢市一般会計予算
- 日程第16 議案第13号 令和6年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第14号 令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計予算
- 日程第18 議案第15号 令和6年度美祢市介護保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第16号 令和6年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第20 議案第17号 令和6年度美祢市水道事業会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和6年度美祢市下水道事業会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和6年度美祢市病院等事業会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和6年度美祢市観光事業会計予算
- 日程第24 議案第21号 美祢市手数料条例の一部改正について
- 日程第25 議案第22号 美祢市公告式条例の一部改正について
- 日程第26 議案第23号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第27 議案第24号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第25号 美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- 日程第29 議案第26号 美祢市手数料条例の一部改正について
- 日程第30 議案第27号 美祢市立小学校設置条例の一部改正について
- 日程第31 議案第28号 美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第32 議案第29号 美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第33 議案第30号 美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第34 議案第31号 美祢市介護保険条例の一部改正について
- 日程第35 議案第32号 美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- 日程第36 議案第33号 美祢市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について
- 日程第37 議案第34号 美祢市給水条例の一部改正について
- 日程第38 議案第35号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
- 日程第39 議案第36号 普通財産の貸付けについて
- 日程第40 議案第37号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（竹岡昌治君） おはようございます。ただいまから、令和6年第1回美祢市議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に、1月1日に発生した能登半島地震で被災された方々へ、心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思いますので、皆様御協力のほどお願いいたします。では、御起立お願いいたします。

○議会事務局長（岡崎基代君） では、黙祷。

〔全員黙祷〕

○議会事務局長（岡崎基代君） お直りください。御着席願います。

○議長（竹岡昌治君） これより、会議に入ります。この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 御報告いたします。

本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部からは、報告1件及び議案第1号から議案第37号までの37件、計38件でございます。

また、事務局からは会議予定表でございます。

本日、送付——配付してございますものは、議事日程表第1号及び議案付託表の2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（竹岡昌治君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力のほどお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、田原義寛議員、岡村隆議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月12日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承のほどお願い申し上げます。

この際、市長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、2件の御報告をいたします。

初めに、包括連携に関する協定の締結について御報告いたします。

去る1月30日、本市と山口県飲食業生活衛生同業組合美祢支部との間で、包括連携に関する協定を締結いたしました。

同組合の本部では、近年頻発する災害時に、飲食等による支援を強化するとともに、地域活性化への取組を強く進めることとし、各市町と組合各支部との連携を深められておられます。

同組合の美祢支部におかれましては、これまでも、災害時の飲食に関する支援や市内の行事、イベントでの——イベント等での出展を通じて、にぎわいの創出に取り組みされるとともに、地域資源の活用による商品開発など、本市の地域活性化に御尽力いただいております。

こうした状況を踏まえ、組織的な連携の充実に努めることにより、市民サービスの向上及びより一層の地域社会の活性化を図ることを目的として、協定締結の運びとなりました。

連携協力事項は、地域社会の活性化及び市全体の魅力向上と発信に関すること、観光文化及びスポーツの振興に関すること、地域資源のPR及び地産地消の推進に関すること、災害時の飲食支援に関すること、健康増進及び食育に関すること、その他、本市の地域活性化に関することとしております。

今回の協定締結により、地域経済のコロナ禍からの立ち直りの流れの後押しや、頻発する災害発生時の炊き出し等、迅速な飲食提供の支援による災害対応力の強化とともに、本市の大きな課題である人口減少社会の克服、そして、持続可能なまちづくりに向け、地域活性化や地域づくりの取組を連携協力をいただき、進めてまいりたいと考えております。

次に、市内企業の事業所増設に関する協定の締結について御報告いたします。

去る2月14日、大嶺町に本社を置く株式会社モルテン大津と事業所増設に関する協定を締結いたしました。

株式会社モルテン大津におかれましては、平成25年12月から現在の場所で、自動車部品の製造・販売を行われており、このたび、本社敷地内に延べ床面積約3,600平方メートルの工場を新たに建設され、令和7年6月の操業開始を予定されています。

投資額は約27億円で、増設に伴い、約30人の新規雇用を計画されており、税収や雇用、定住促進の面で大きな効果が期待されるものであります。

今回の調印式は、竹岡市議会議長にも御出席いただき、そして、山口県産業労働部の縄田企業立地統括官お立会いのもと行っておりますが、今後も引き続き、山口県とも連携しながら、新たな企業誘致と併せ、市内企業の事業拡大支援を積極的に進めてまいります。

以上、報告を終わります。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） お疲れでした。

日程第3、報告第1号から日程第40、議案第37号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

市長からの提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和6年第1回美祢市議会定例会に提出いたしました報告1件、議案37件について御説明を申し上げます。

報告第1号は、令和5年度美祢農林開発株式会社の事業報告についてであります。

美祢農林開発株式会社は、令和5年11月1日に美祢観光開発株式会社と合併し、美祢農林開発株式会社としての経営が終了したことから、その経営状況について関係書類を付し、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

なお、美祢農林開発株式会社が得た資産、負債及び純資産につきましては、合併存続会社である美祢観光開発株式会社に継承されております。

議案第1号は、令和5年度美祢市一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の承認についてであります。

このたびの補正は、国におけるデフレ完全脱却のための総合経済対策の1つとして実施される低所得者支援及び定額減税を補足する給付の事業のうち、可能な限り速やかに支給を行うこととされている低所得者支援に係る事業について、迅速に対応する必要がありますことから、専決処分により追加したものであります。

まず、歳出では、民生費において、住民税均等割のみの課税世帯への給付及び住民税非課税世帯等への子ども加算給付に要する経費として1億408万円を追加しております。

次に、歳入では、国庫支出金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億408万円を追加し、歳入歳出予算の総額を257億2,055万5,000円とするものであります。

次に、繰越明許費の補正として、低所得者支援及び定額減税補足給付事業について、令和6年度に繰り越す限度額の設定を行っております。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、令和5年度美祢市一般会計補正予算（第10号）であります。

このたびの補正は、給食センター整備事業において、工期の延伸が必要となったことから、繰越明許費を追加するものであります。

議案第3号は、令和5年度美祢市一般会計補正予算（第11号）であります。

このたびの補正は、国、県の補正予算に伴う事業費の追加や、各事業の決算見込みによる調整及び繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、職員の退職手当や、国の補正予算に伴う事業などの経費を追加する一方で、本庁舎整備事業等の各事業の決算見込みにより経費を減額するなど、合わせて1億9,344万7,000円を減額しております。

民生費及び衛生費では、人事異動による人件費の調整や、過年度における国・県補助金等の精算返還金などの経費を追加する一方で、各事業の決算見込みによる経費の減額を行っております。

農林費では、国の補正予算に伴う県営事業や、流域公益保全林整備事業に係る経費を追加する一方で、各事業の決算見込みによる経費の減額を行っております。

商工費では、燃料費高騰に伴う指定管理に係る経費を追加し、土木費では、国の補正予算を活用した令和6年度実施予定の地籍調査事業の一部を前倒しして実施するための経費を追加しております。

教育費では、指定寄附に伴う図書購入費や燃料費高騰に伴う指定管理に係る経費を追加する一方で、各事業の決算見込みにより経費を減額するなど、合わせて1億5,271万7,000円を減額しております。

災害復旧費では、各事業の決算見込みにより2億6,082万1,000円を減額しております。

次に、歳入では、決算見込みにより、財産収入、寄附金を追加する一方で、市税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、市債を減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ10億3,242万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を246億8,813万2,000円とするものであります。

次に、繰越明許費の補正として、年度内に完了することが困難と見込まれる事業22件について、令和6年度に繰り越す限度額の設定を行うものであります。

次に、債務負担行為の補正として、看護師奨学金貸付金ほか1件について、各事業の執行見込みによる限度額の変更を行うほか、災害援護資金利子補給金については、期限までの利用がなかったことから、廃止するものであります。

次に、地方債の補正として、各事業の決算見込みなどに伴い、庁舎等整備事業債ほか11件の限度額を変更し、災害援護資金貸付事業債ほか2件を廃止するものであります。

議案第4号は、令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

このたびの補正は、各事業の決算見込みにより、歳出では、国民健康保険事業納付金において、納付額確定に伴う増減の調整を行い、諸支出金において、過年度国・県補助金等の精算返還金を追加しております。

次に、歳入では、繰入金において、一般会計からの繰入れを追加する一方で、基金からの繰入れを減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,253万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億8,677万1,000円とするものであります。

議案第5号は、美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、国庫補助金の交付決定に伴う事業量の調整により、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,417万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,292万3,000円とするものであります。

次に、繰越明許費については——つきましては、秋吉広谷浄化センター整備事業について、令和6年度に繰り越す限度額の設定を行うものであります。

次に、地方債の補正として、事業費の決算見込みに伴い、汚水処理施設整備事業債の限度額を変更するものであります。

議案第6号は、令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

このたびの補正は、各事業の決算見込みにより、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億1,428万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億7,662万2,000円とするものであります。

議案第7号は、令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、各事業の決算見込みにより、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億1,607万6,000円とするものであります。

議案第8号は、令和5年度美祢市水道事業会計補正予算（第3号）であります。

このたびの補正は、大雨災害時の応急給水活動経費に対する繰入金の追加及び建設改良事業について、決算見込み——見込みによる調整を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出では、収入において364万5,000円減額し、収入総額を8億5,179万3,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出では、収入において3,035万円減額し、収入総額を10億2,852万1,000円とする一方、支出において六千七百——6,070万円減額し、支出総額を12億6,731万3,000円とするものであります。

なお、差引不足額は、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

議案第9号は、令和5年度美祢市下水道事業会計補正予算（第3号）であります。

このたびの補正は、衛生センターの被災に伴い、浄化センターにおいて代替処理を行っている合併浄化槽汚泥の処理に要する費用について、決算見込みによる調整

を行うものであります。

これにより、収益的収入では、公共下水道事業収益を1,738万円減額し、収入総額を8億2,334万4,000円とする一方、収益的支出では、公共下水道事業費用を1,738万円減額し、支出総額を8億5百——585万7,000円とするものであります。

議案第10号は、令和5年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、決算見込み等による調整により、業務量及び収入と支出の補正を行うものであります。

まず、収益的収入及び支出では、収入において、美祢市立病院事業収益を2億730万4,000円、市立美東病院事業収益を2,444万3,000円、介護老人保健施設事業収益を4,011万1,000円それぞれ減額し、訪問看護事業収益を213万7,000円追加し、収入総額を40億7,374万4,000円とするものであります。

一方、支出において、美祢市立病院事業費用を6,154万6,000円の減額、市立美東病院事業費用を1,759万2,000円の追加、介護老人保健施設事業費用を313万7,000円の減額、訪問看護事業費用を47万3,000円追加し、支出総額を42億8,962万円とするものであります。この結果、当年度純損失は2億1,257万円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出では、収入において、美祢市立病院で530万円、介護老人保健施設で560万円をそれぞれ減額し、支出において、美祢市——市立美東病院で400万円、介護老人保健施設で543万円をそれぞれ減額するものであります。

これにより、収入総額を3億5,213万4,000円とし、支出総額を4億6,557万5,000円とするものであります。

議案第11号は、令和5年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、決算見込み等による調整——調整により、業務量及び支出の補正を行うものであります。

収益的収入及び支出では、収入において、営業収益を482万5,000円減額し、収入総額を6億433万8,000円とする一方、支出において、営業費用を71万2,000円、営業外費用を1,837万8,000円それぞれ追加し、支出総額を5億7,398万1,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出では、収入において、企業債を2億千六百——1,650万円、他会計負担金を1,434万4,000円それぞれ減額し、収入総額を1億7,994万

6,000円とする一方、支出において、建設改良費を2億2,205万3,000円減額し、支出総額を2億342万円とするものであります。

なお、差引不足額は、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

議案第12号から議案第16号までは、一般会計及び特別会計の新年度予算に係る議案であります。まず、予算編成に係る基本的な考え方を申し上げます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行し、外出の自粛要請や就業等の制限が緩和される一方で、この間に発生した原油価格・物価高騰の影響は、今日においても市民生活や社会経済活動に大きく影響を及ぼしております。

コロナ禍をきっかけとし、消費行動や働き方、生活様式など、構造的な変化を引き起しており、今後も様々な情勢の変化を十分に注視していかな—いかななくてはなりません。

また、令和6年度は、第二次美祢市総合計画前期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度であり、計画に掲げる将来像である「若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く『誇れる郷土・秋吉台のまち』」の実現のために、諸課題に的確に対応していく必要があります。

こうした中、新年度の予算編成に当たっては、4月に市長選挙を控えておりますことから、義務的経費を中心とした行政運営に必要な不可欠な経費、継続—継続的の事業や災害復旧事業に係る経費、補助事業など当初の予算計上でなければ、事業実施に支障を来す経費などを基本とした骨格予算として、市民生活に影響が生じないよう、また、市政が停滞しないよう配慮し、編成を行ったところであります。

なお、総合計画に掲げる将来像の実現のための政策的、投資的な経費や新規事業につきましては、今後、改めて肉付け予算として補正予算を計上することとなります。今回、編成いたしました予算について、その概要を御説明申し上げます。

まず、議案第12号は、令和6年度美祢市一般会計予算であります。

歳出から御説明いたします。

議会費は、議会の運営に必要な経費を計上しております。

総務費は、整備完了に向けた本庁舎整備事業、事業が本格化する美東、秋芳総合支所庁舎等整備事業、自治体システム標準化事業、市長選挙及び市議会議員選挙—選挙費等を計上しております。

民生費は、国の施策である低所得者支援及び定額減税補足給付金事業、自立支援

医療——医療給付——給付費等事業、福祉医療助成事業、児童手当、児童扶養——扶養手当給付事業等を計上しております。

衛生費は、予防接種事業、がん検診事業、みね健幸百寿プロジェクト事業のほか、地球温暖化対策推進事業、最終年度となる衛生センター整備事業等を計上しております。

労働費は、雇用対策事業、人材・企業育成活性化事業等を計上しております。

農林費は、新規就農者支援対策事業、中山間地域等直接支払交付金事業のほか、農地費における各種県営事業、林業費における森林整備——整備費や有害鳥獣対策事業費等を計上しております。

商工費は、商工業活性化事業、中小企業融資事業、道の駅活性化事業のほか、観光費における観光推進体制強化事業、交流人口拡大事業等を計上しております。

土木費は、地籍調査事業、道路維持事業、橋梁整備事業のほか、公営住宅維持管理事業、空家等対策事業などを計上しております。

消防費は、通信指令業務共同運用事業、消防・防災施設等整備事業などを計上しております。

教育費は、mineto教育改革プロジェクト事業——事業費、教科書改訂対——教科書改訂対応業務のほか、長登銅山跡——跡地整備事業、ジオパーク推進事業、山口部活動改革推進事業等を計上しております。

災害復旧費は、土木施設——土木施設災害復旧費において、過年土木施設補助災害復旧事業等を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

まず、市税においては、国の施策である定額減税の影響を見込んだほか、法人市民税の実績に基づく影響、償却資産の減少に伴う影響などを見込み、計上しております。

地方譲与税から環境性能割交付金においては、近年の実績に基づき計上したほか、地方特例交付金は、定額減税減収分の補填措置に基づき計上しております。

地方交付税は、国による地方財政計画に基づき、標準財政需要額の——需要額に増加要因が認められることから、一定の留保額を見込んだ上で計上しております。

国庫支出金は、国の給付金事業施策——施策や災害復旧事業に伴う増額分を見込んだほか、県支出金では、事業の実施予定状況に伴い、見込まれる額を計上してお

ります。

繰入金は、庁舎等整備基金繰入金を減額するほか、骨格予算であるため、財政調整基金繰入金も減額し、計上しております。

市費については——市債については、大規模事業の事業量減少に応じた所要額を計上しております。

この結果、予算の総額は198億3,500万円となり、前年度対比で6.9%の減となったところであります。

議案第13号は、令和6年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算であります。

まず、歳出では、実績による推計から保険給付費の増を見込む一方で、国——県からの提示により、国民健康保険事業費納付金を減額しております。

また、保健衛生の普及、及び疾病予防の充実を図るため、保健事業費を増額しております。

次に、歳入では、山口県が提示した令和6年度にかかる標準保険料率を参考に保険税率を検討した結果、保険税を減額し、保険給付費の影響により、県支出金を増額するほか、国民健康保険基金を繰り入れることとしております。

この結果、予算の総額は32億6,858万円となり、前年度対比で3.7%の増となったところであります。

議案第14号は、令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計予算であります。

まず、歳出では、現在取り組んでおります秋吉広谷浄化センター整備事業が本格化するに当たり、前年度に引き続き、処理場造成工事、管渠等実施設計、管理等——管理汚泥棟建設工事などを行うこととしております。

次に、歳入では、使用料や他会計繰入金、整備事業に係る国庫支出金を——国庫支出金や市債を計上しております。

この結果、予算の総額は7億7,042万円となり、前年度対比で361.9%の増となったところであります。

議案第15号は、令和6年度美祢市介護保険事業特別会計予算であります。

令和6年度は、第9期美祢市介護保険事業計画の初年度に当たり、令和8年度までの介護保険事業を、計画的にそ——計画に沿って進めていく必要があります。

まず、歳出では、事業計画の計画値をベースに、令和5年度決算見込み等を考慮し、保険給付費等の事業量を見込んだほか、地域支援事業費に介護予防・生活支援

サービス事業費や包括的支援事業・任意事業費を計上しております。

次に、歳入では、介護保険料、国庫支——国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等を計上しております。

この結果、予算の総額は32億4,381万3,000円となり、前年度対比で3.4%の減となったところであります。

議案第16号は、令和6年度美祢市後期高齢——後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

まず、歳出では、総務費に事務的経費、保険料の収納に要する経費等を計上したほか、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

次に、歳入では、2年に1度の保険料の改定が行われ、山口県後期高齢者医療広域連合からの提示により、後期高齢者医療保険料等を計上しております。

この結果、予算の総額は5億9,218万9,000円となり、前年度対比で14.9%の増となったところであります。

議案第17号は、令和6年度美祢市水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量を御説明いたします。

給水戸数は9,914戸、年間の給水量は255万3,000立方メートルと見込んでおります。

次に、収益的収入及び支出では、収入総額を8億8,445万2,000円とする一方、支出総額を8億4,648万9,000円とするものであります。

この結果、税抜の収益的収支は、当年度純利益17万2,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出では、収入総額を4億5,263万6,000円とする一方、支出総額を6億8,302万3,000円とするものであります。

なお、差引き不足額は、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

議案第18号は、令和6年度美祢市下水道事業会計予算であります。

まず、業務の予定量を御説明いたします。

下水道使用戸数は、公共下水道事業では3,860戸、農業集落排水事業では970戸、全体で4,830戸とし、年間の処理水量は、公共下水道事業では84万7,000立方メートル、農業集落排水事業では23万1,000立方メートル、全体で107万8,000立方メートルと見込んでおります。

次に、収益的収入及び支出についてであります。

収入においては、公共下水道事業では5億6,998万1,000円、農業集落排水事業では2億6,640万円とし、収入総額を8億3,638万1,000円とする一方、支出においては、公共下水道事業では5億5,526万3,000円、農業集落排水事業では2億6,687万4,000円とし、支出総額を8億2,213万7,000円とするものであります。

この結果、税抜の収益的収支は、当年度純利益135万4,000円を予定しております。次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入においては、公共下水道事業では2億1,215万9,000円、農業集落排水事業では211万9,000円とし、収入総額を2億1,427万8,000円とする一方、支出においては、公共下水道事業では4億3,955万3,000円、農業集落排水事業では7,460万7,000円とし、支出総額を5億1,416万円とするものであります。

なお、差引不足額は、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

議案第19号は、令和6年度美祢市病院等事業会計予算であります。

まず、業務の予定量を御説明いたします。

1日平均の患者数及び利用者数は、美祢市立病院では入院106人、外来は透析を含めて160人、市立美東病院では入院88人、外来104.5人、介護老人保健施設では、入所64人、短期に――短期入所4人、通所24人、また、訪問看護ステーションでは利用者を23.5人と見込んでおります。

次に、収益――収益的収入及び支出についてであります。

収入においては、病院事業では40億386万4,000円、介護老人保健施設事業では4億1,894万5,000円、訪問看護事業では5,392万1,000円とし、収入総額を44億7,673万円とするものであります。

一方、支出においては、病院事業では39億8,741万7,000円、介護老人保健施設事業では4億1,891万6,000円、訪問看護事業では5,256万8,000円とし、支出総額を44億五千八百九十――5,890万1,000円とするものであります。

この結果、当年度純利益は1,705万1,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入においては、病院事業では3億2,557万8,000円、介護老人保健施設事業では5,701万円とし、収入総額を3億8,258万8,000円とする一方、支出においては、病院事業では4億4,564万3,000円、介護老人保健施設事業では4,370万円とし、支出総額を4億8,934万3,000円とするものであります。

この結果、差引不足額 1 億675万5,000円は、退職給付金引当金で措置することとしております。

議案第七——20号は、令和 6 年度美祢市観光事業会計予算であります。

まず、業務の予定量を御説明いたします。

入洞者数は、秋芳洞では43万6,000人、大正洞では7,500人、景清洞では1万5,000人とし、養鱒場におけるマスの販売は6万8,000尾を見込んでおります。

次に、収益的収入及び支出についてであります。

収入においては、営業収益 5 億9,021万2,000円、営業外収益5,939万3,000円とし、収入総額を 6 億四千九百——4,960万5,000円とする一方、支出においては、営業費用 5 億7,579万円、営業外費用3,787万6,000円、予備費200万円とし、支出総額を 6 億1,566万6,000円とするものであります。

この結果、税抜の収益的収支は、当年度純利益3,671万7,000円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入においては、他会計負担金を504万円とする一方、支出においては、建設改良費127万6,000円、企業債償還金799万円、他会計借入金償還金1,390万3,000円、予備費500万円とし、支出総額を2,816万9,000円とするものであります。

この結果、差引不足額2,312万9,000円は、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

議案第21号は、美祢市手数料条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、戸籍法——戸籍法の一部が改正され、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収する事務について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和 6 年 3 月 1 日から施行するものであります。

議案第22号は、美祢市公告式条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、公告式の掲示場——掲示場について、市役所及び総合支所の 3 か所に見直すなど、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行するものであります。

議案第23号は、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

これは、地方自治法の一部改正により、指定交付金事務取扱者制度が新たに創設され、条の追加及び繰下げ等の整備が行われたことに伴い、同法を引用する関係条例について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第24号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、同法の施行の日から施行するものであります。

議案第25号は、美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員に対する勤手当の支給が可能となることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第26号は、美祢市手数料条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法に係る手数料について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第27号は、美祢市立小学校設置条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、大田小学校、綾木小学校及び淳美小学校を廃止し、新たに美東小学校を令和7年4月1日に設置するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

議案第28号は、美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の全部改正についてであります。

このたびの改正は、伊佐、厚保、大嶺及び嘉万学校給食共同調理場を廃止し、新たに美祢市学校給食センターを令和6年8月25日に設置するため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和6年8月25日から施行するものであります。

議案第29号は、美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてであります。

このたびの改正は、市内小・中学生等のスポーツの推進を目的に、体育施設等を使用する際に、施設の使用料を無料にするため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第30号は、美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてであります。

市内博物館等施設について、開館日を統一するとともに、市内小・中学生等の観覧料を無料にするため、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第31号は、美祢市介護保険条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、介護保険法施行令等の改正に伴う第1号被保険者保険料の標準段——標準段階等の見直しを踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期介護保険事業計画に基づく保険料について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第32号は、美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてであります。

このたびの改正は、指定——指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等、関係省令の一部改正に伴い、市が指定の権限等を有する介護サービスの事業に関する基準について、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第33号は、美祢市空家等対策の推進に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、管理不全空家等が新たに規定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

議案第34号は、美祢市給水条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関

する法律が制定され、厚生労働大臣が所管している水道——水道整備及び管理行政が、国土交通大臣に移管されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

議案第35号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてであります。

これは、令和6年4月1日から、山口県市町総合事務組合の公平委員会事務及び行政不服審査事務を共同処理する団体を新たに加えることに伴い、同組合の規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第36号は、普通財産の貸付けについてであります。

これは、旧本郷小学校校舎を美祢市秋芳町にあります農事組合法人ほんごうファームへ、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、引き続き、貸付けを行いたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第37号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

これは、人権擁護委員の笹尾透氏及び森山敏治氏の任期が、令和6年6月30日をもって満了となりますことから、両氏を再任候補として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市議会の意見を求めるものであります。

以上、提出いたしました報告1件、議案37件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） お疲れさまでした。

これにて、提案理由の説明を終わります。

審議に入る前に、11時10分まで休憩したいと思います。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、報告第1号令和5年度美祢農林開発株式会社の事業報告についての質疑を行います。質疑はございませんか。坪井議員。

○8番（坪井康男君） 本件につきましては、先日、報告書を拝見いたしました。それで、内容は承知しておりますが、ちょっと1つだけ疑問点がございまして、質問させていただきます。

といいますのは、これにも書いてありますように、美祢農林開発株式会社が得た資産、負債及び純資産につきましては、合併存続会社である美祢観光開発株式会社に承継されております。これはよく分かります。

で、せんだっての説明の中に、事業を譲渡したという表現があったかと思えます。たしか事業譲渡したと。美祢農林開発が従来おやりになった事業を譲渡したと。

タケノコの水煮等につきましては、美東電子株式会社に事業譲渡したと表現されていたと思います。それから、竹箸の製造につきましては、エシカルバンブー株式会社に事業譲渡したと、このような表現であったかと思えますが、そこで質問なんです。要するに、もう竹箸の製造でいいんですが、エシカルバンブーに譲渡されたというけれど、何を譲渡されたのか。

で、竹箸の製造につきましては、従来、美祢農林開発株式会社が、これもはっきりしないんですが、美祢市から業務委託を受けていたというふうに理解していいのか悪いのか、この辺もよく分かりません。

要すれば、質問したいのは、竹箸製造業務も基本的な形です。これがよくのみ込めないからお尋ねしとるんです。

で、それと刑務作業との関連です。この前、質問いたしましたら、刑務作業については、新たに譲渡を受けたとされるエシカルバンブー株式会社と社会復帰促進センターとの契約で決まっておると。契約ですということなんですが、しからは、美祢市とエシカルバンブーっていうのは、どのような関係にあるのかということです。

で、恐らく、これは予算書にも明示されているはずが、されていないんですがね、美祢市からエシカルバンブーに業務委託をしておられるはずですが、こころの関係のね、法務省、それから美祢市、社会復帰促進センター、エシカルバンブーとの契約関係っていいですか、口約束でも結構ですが、契約関係がどうなってるか御説明を願いたいという質問です。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えしたいと思います。

法務省、美祢市、エシカルバンブー、3社の契約の状況ということですが、まず刑務作業につきましては、法務省、美祢社会復帰促進センターが各種の事業展開をされているというところで、その刑務作業に作業の提供企業者が協力をしながら、刑務作業が進んでいるという状況でございます。

その一つの中で、これまで美祢農林開発が竹箸の事業を展開しておりました。そのときに、契約といたしましては、社会復帰促進センターと美祢農林開発との中で、刑務作業の契約が行われておりました。ここの部分につきましては、このたび社会復帰促進センターとエシカルバンブーが刑務作業の契約をされるということで、この部分は御理解いただけるかと思えます。

次に、市のほうとエシカルバンブーと、どのような契約がなされているのかというところでございますが、美祢市といたしましては、これまでも竹材、市内に繁茂しております竹林から出てきます竹材を活用しまして、竹箸の事業を展開しているという中で、美祢市とエシカルバンブーの間では竹資源の利活用の推進業務という形で、業務委託を締結をしております。

この業務委託の中身につきましては、これまで農林開発が行っておりました竹箸の事業、刑務作業を活用して行っておりました竹箸の事業を引き続いてエシカルバンブーのほうで事業を継続していただく、竹林の繁茂対策に御協力いただくというような中身であったり、竹材をもっと利活用できないのかというところで、商品開発等についても御協力いただく。

また、竹林所有者等からいろんな御相談を受けたときに、エシカルバンブーも、これまで竹に関するいろんな事業展開されておりますので、そういったノウハウを御提供いただきながら、相談窓口になっていただく。このような内容を業務委託という形で、市のほうからエシカルバンブーのほうにお願いしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） 全体的なことはよく分かりました。

もう1つ聞きたいのは、要すれば、刑務作業としての竹箸事業、これは、もう今

まで私は、美祢農林開発株式会社の事業のメインだと思っておりました。

で、要するに、この事業主体は誰なのかっていうのが、どうも御説明の中ではつきりしないんですよ。

それと、刑務作業との関係、さらには法務省と関係は全くないのかと。私の記憶の範囲内では、刑務作業、もし、社会復帰促進センターがあそこに進出された暁には、刑務作業も提供いたしますよという何約束かは分かりませんが、法務省との間で、何か約束事みたいなものがあったのかなかったのか、こういう点をお伺いしたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの坪井議員の御質問にお答えしたいと思います。

坪井議員、今お話しいただきましたように、社会復帰促進センターについては、こちらに誘致する際に、刑務作業につきましても、美祢市も積極的に御協力させていただくというようなお話はあったかと思えます。

そういった中で、これまで第三セクターを立ち上げまして、竹箸の刑務作業を活用するというような形で、ずっと長年にわたって、農林開発が関わってきたというふうに認識しております。

坪井議員言われた中で、約束事がどのような形であったのかというところにつきましては、誠に申し訳ないのですが、私の中では協力をさせて——積極的に協力をするというところでは認識しておるんですが、それ以上のことは、ちょっと私の中では存じ上げていないという状況でございます。

なお、この事業につきましては、実施主体と申しますと、市のほうになるろうかと、竹箸の事業については、市が実施主体になるということで認識しております。先ほどの業務契約というところもございしますので、市が実施主体ということになります。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 坪井議員。

○8番（坪井康男君） よく分かりました。せんだっていただきました予算書の中に、この業務委託が表に出ていません。ですから、今後は、あれは何事業っちゃうんですかね。要するに、指定管理、美東電子にお願いしている指定管理の問題と竹箸の問題、2つに分けて計上していただきたい。

竹箸の業務委託費っていうのと、あれ分かれてませんので、分けて、次の年度からは計上していただきたい。お願いします。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） ちょっと部長、予算化はされてるん。されてないとおっしゃったんで。河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） ただいまの坪井議員の御発言の中にありました事業の概要の中の52ページになるんですが、商工費のところ、竹材等資源活用事業というものがございます。今、皆様方のほうにも配信させていただきました。52ページ、下から2段目です。商工振興費の中で、竹材等資源活用事業、こちらの中で、先ほど申しました竹箸の事業につきましても、事業予算を確保しております。

坪井議員言われましたように、こちらの、この記載の中には、美祢市農林資源活用施設の管理運営等を行いますということでの記載しか今現在ございません。

坪井議員言われたのは、この中にも、箸の事業のことも明記してほしいというような御発言だったと思います。

これにつきましては、次年度以降、また分かりやすいような表現をしっかりとさせていただければというふうに考えております。予算につきましては、きちんと確保しております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますね。ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第1号を終わります。

日程第4、議案第1号専決処分の承認について、令和5年度美祢市一般会計補正予算（第9号）の質疑を行います。質疑はございませんか。三好議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねいたします。

この提案説明——先ほどの提案説明で、可能な限り速やかに支給を行うこととされている。また迅速に対応する必要があるとありますが、このことで、担当部署はその対応に多忙と思います。職員の増員が必要と考えますが、どうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

今、いろんな給付金事業が実施——給付金事業を実施しているわけでございます。当然、今後の予定も含めて、職員の配置計画も立てているところでございます。

したがいまして、せんだって職員を1名増員したところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） それでは、質疑なしと認めます。

それでは、お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第1号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。本案について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第2号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第10号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第2号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号令和5年度美祢市一般会計補正予算（第11号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第7、議案第4号令和5年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第5号令和5年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第6号令和5年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第7号令和5年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第11、議案第8号令和5年度美祢市水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第12、議案第9号令和5年度美祢市下水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第13、議案第10号令和5年度美祢市病院事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） それでは、1点ほど質問させていただきたいと思います。

今回の令和5年度の美祢市病院事業会計補正予算において、今回、この結果については説明があったとおりですね。当年度の純損失は2億1,257万円となる見込みであるという報告がありました。そういったことで、いろいろ病院事業を関係者と、この改革プラン等で、様々な病院における人事及びそして経営と様々な改革を進められているというのは御承知はしております。

そういったことで、前年はコロナ関係ありまして、そういったところの病床を確保するということで、国からの給付金等があつて、ちょっと黒字化にもなったところでもありますけれども、今回それが外れまして、ちょっと厳しい結果になったかなと思います。

そういったことで、今後病院における、特に美祢市立病院、これについては今現在126床ぐらいかな、こういったところ様々な面で、今美祢市に合った、こういっ

た病床の改革等で削減等されておりますけれども、こういったところ、この事業改革を進めて、健全化をするための病床、適切な確保、こういったところの進捗というものがどうであるか、これについて1点お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 質問にお答えします。

御指摘のように、病床の規模というのは、医業外収益等において、非常に大きな意味を持っております。

我々、今基本的に進めるべきは、市立病院、市立美東病院、それぞれの利用、活用、市民の皆様にご知っていただくことだというふうに考えております。

で、強化プランの案のほうに少し書いておりますけど、美祢市民の全体の入院患者のうち全体と比較すると、45%の方のみが市立2病院に入院されて、それ以外は、他の地域の病院に入院されている。

で、患者さんの状態等については様々ですから、必要に応じて、大規模な病院で入院しなくちゃならないというのは当然ありうることなんですけど、レセプトベースで見て、それでも、市立2病院で診れる市民の方々が市外に出られているということがありますので、まずそれを何とかしたいということでもあります。

その中で、医療の質を上げながら、連携を深めながら他の病院、あるいは介護施設との連携を深めながら、適正な病床というのはどうかということでもあります。

病床についても非常に大きな問題でありますので、今、特に具体的に進めておるのが療養病床、今45床あります。それを40床まで縮小することについて、今検討を進めております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第11号令和5年度美祢市観光事業会計補正予算（第2号）の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第12号令和6年度美祢市一般会計予算の質疑を行います。質疑はございませんか。岡山議員。

○11番（岡山 隆君） それでは、これも1点ほどお伺いします。

この中には、ふるさと納税についても予算化されているところがございますけれども、このふるさと納税の担当は、現在、行政経営課で1名、農林課ミネコレ担当者、そしてSNS担当者、デジタル推進課の1名でなっていると思います。こういったところをさらに担当部署を統合して、実行部隊として編成していくことがこのふるさと納税をさらにスキルアップさせていく、また、このふるさと納税の納税をしっかりと押し進めていく、また、返礼品の推進改革等を進めていくことが、私は、非常に重要な案件、事案とっておりますので、これについての改革について、新年度、まだ骨格予算ですから難しいところあると思いますけれども、分かる範囲で結構ですので、その辺の方向性がある程度示されておれば御説明よろしく願います。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えしたいと思います。

せんだって、議員の自主研究グループの報告書を見させていただいて、大変参考にさせていただきました。

自主研究グループで、大分県の日出町の取組を参考にされた御提言だというふうに思っております。

今、確かに一担当者がいて、あと、六次産品については農林課、そして、PR等についてはデジタル推進課というふうになっております。以前、チーム一丸となってというお話もさせていただきました。

で、自主研究グループの報告にもあるんですけど、やはり今「さとふる」っていう、一部業務委託会社が入っているわけでございます。自主研究グループの報告書にもあったんですけど、「さとふる」と一担当者が入り込んで、各事業所を回られたという報告もいただいております。大変参考にさせていただいたところでございます。

今後、こういった体制がいいのかっていうのは十分参考にさせていただきながら、十分また検討していきながら、いずれ、ふるさと納税というのは重要な財源でござ

いますので、ふるさと納税の増額につながる取組を実施してまいりたいというふう
に考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございましょうか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第13号令和6年度美祢市国民健康保険事業特別会計予算の質疑を
行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） よろしゅうございますか。質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第14号令和6年度美祢市環境衛生事業特別会計予算の質疑を行
います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第15号令和6年度美祢市介護保険事業特別会計予算の質疑を行
います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第19、議案第16号令和6年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計予算の質疑
を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第20、議案第17号令和6年度美祢市水道事業会計予算の質疑を行います。質
疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第21、議案第18号令和6年度美祢市下水道事業会計予算の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第22、議案第19号令和6年度美祢市病院事業会計予算の質疑を行います。質

疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第23、議案第20号令和6年度美祢市観光事業会計予算の質疑を行います。質

疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第24、議案第21号美祢市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第21号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第22号美祢市公告式条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第26、議案第23号地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第27、議案第24号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第28、議案第25号美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第29、議案第26号美祢市手数料条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第30、議案第27号美祢市立小学校設置条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、所管の委員会へ付託いたします。

続いて、日程第31、議案第28号美祢市学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の全部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第32、議案第29号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第33、議案第30号美祢市立秋吉台科学博物館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第34、議案第31号美祢市介護保険条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第35、議案第32号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第36、議案第33号美祢市空家等対策の推進に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第37、議案第34号美祢市給水条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第38、議案第35号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第39、議案第36号普通財産の貸付けについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第40、議案第37号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております件についてお諮りをいたします。議案第37号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第37号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。本案について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹岡昌治君） ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変皆さんお疲れさまでございました。

なお、この後、先に議員全員協議会を行いたいと思います。終了後、会派代表者会議を開催いたしますので、議員の皆さん方におきましては、委員会室にお集まりを願いたいと思います。

以上です。

午前11時50分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年2月20日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃